

審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市地区まちづくり審議会
根拠法令等	川崎市地区まちづくり育成条例
設置年月日	平成22年4月1日
所掌事務	地区まちづくり組織の認定・変更・取消し、地区まちづくり構想の認定・変更・取消し、地区まちづくりに関する勧告、その他地区まちづくりの推進に関する重要な事項を調査審議する。
委員数	7名以内
委員の構成	学識経験者及び市民
会議公開・非公開	公開
非公開の理由	
事務局担当課	まちづくり局 計画部 景観・地区まちづくり支援担当 電 話 044(200)3025 ファックス 044(200)3969